

入所（利用）状況証明書

（証明者）

所在地

電話番号

（ ）

施設名

印

証明日現在において、下記のとおり本施設の入所（利用）状況について証明します。

（証明日） 平成 年 月 日

記

入所（利用）児童 氏名	
入所（利用）児童 生年月日等 (小学校就学前の児童が本証明の対象)	平成 年 月 日 (男・女)
施設の種類 (該当する番号を○で囲んでください)	1. 幼稚園 2. 特別支援学校 幼稚部 3. 児童心理治療施設 4. 児童発達支援 5. 医療型児童発達支援 → 入所(利用)している施設の種類については、裏面をご参照ください。
入所（利用開始）年月日	平成 年 月 日
退所（利用停止）年月日	平成 年 月 日

※ 退所（利用停止）年月日欄は、児童が退所（利用停止）している場合に限りご記入ください。

※ 下欄の保育施設等に関わる内容については、保護者の方がご記入ください。

施設名	(入所中・申請中)
児童氏名	(平成 年 月 日生)
児童氏名	(平成 年 月 日生)

ご記入上の注意事項

本証明書の使用目的

この証明書は、教育・保育施設及び地域型保育（本書において「保育施設等」）を利用している子ども
の保育料について、その軽減を行うか否かを判断するために使用します。

ただし、この他に、保育施設等を利用又は利用申込する際の必要書類の1つである「保育証明書」に
代わるものとして、使用することがあります。

本証明書を記入される施設のご担当の方へ

小学校就学前の児童が入所（利用）する施設について、以下の保育料軽減対象施設に該当する場
合に、本証明書により入所（利用）状況を証明してください。

保育料軽減対象施設	定義
幼稚園	学校教育法 第1条に規定する幼稚園
特別支援学校 幼稚部	学校教育法 第1条に規定する特別支援学校のうち幼稚部
児童心理治療施設	児童福祉法 第43条の2に規定する児童心理治療施設のうち通所部
児童発達支援	児童福祉法 第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
医療型児童発達支援	児童福祉法 第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援

保護者の方へ

- この証明書は、必ず入所（利用）する施設の方にご記入いただってください。
- 証明内容について、保育認定課から証明者に問い合わせる場合がありますので、予めご了承ください。
- 証明内容に不正があった場合は、年月を遡って保育料を変更（軽減を取消）することがあります。
- 児童が小学校就学前に退所（利用停止）した場合も、この証明書をご提出ください。

※ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

船橋市 子育て支援部 保育認定課
(住所) 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
(電話) 047-436-2330